



「代襲相続」って？

代襲相続とは被相続人が亡くなるよりも前に相続人が死亡している場合などにその相続人の子が代わりに相続人となる、民法に規定された相続形態です。

被相続人A 被相続人Aに妻Bと子Cがいるとします。

H30.1月他界

子Cが不幸にも親のAよりも先に死亡していたとします。

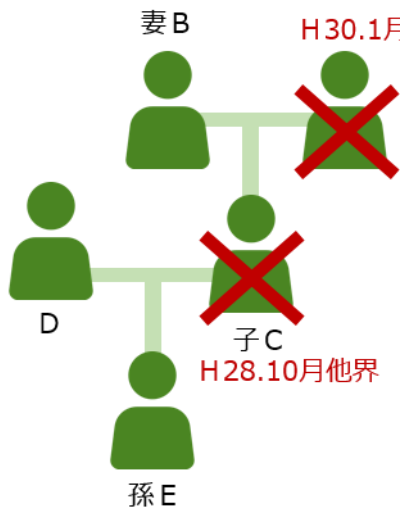
Cは結婚しており、子のE（Aから見ると孫）がいました。

この場合、配偶者であるBは常に相続人となります。そして本来相続人になるはずだったCが先に亡くなっているためその相続人たる地位をCに代わってEが取得します。

結果、Aの相続につき、

妻Bと**孫E**とで遺産分割協議をすることとなるのです。

※A = 被相続人、C = 被代襲者、E = 代襲者



ここで代襲相続と混同しやすいのが、数次相続です。

代襲相続 と 数次相続 の違い

代襲相続と数次相続の違う点は**相続の発生の前後**です。

代襲相続 相続発生**前**に相続人が死亡したとき

数次相続 相続発生**後**に相続人が死亡したとき



上記の例で、子Cが被相続人Aの後に死亡した場合にはCの相続人全員がAの相続について遺産分割協議などに参加することになります。（Cの妻Dも加わります）

相続手続きについてのご相談はF & Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は？

川越市 はら様

色々手数料もかかる中で、安心してまかせられることで精神的に
救われました。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 0120-256-113

F & Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

